

アスレティックトレーニング専門職教育制度の国際比較
— 日本におけるアスレティックトレーナー教育制度の発展に向けて —
International Comparisons of Athletic Training Professional Education
— For the Future Development of Athletic Trainer Education System in Japan —

泉 秀幸^{1), 2)}, 溝口秀雪¹⁾, 笹木正悟¹⁾, 中村好男³⁾
Hideyuki Izumi^{1), 2)}, Hideyuki Mizoguchi¹⁾, Shogo Sasaki¹⁾, Yoshio Nakamura³⁾

¹⁾東京有明医療大学

²⁾早稲田大学大学院スポーツ科学研究科

³⁾早稲田大学スポーツ科学学術院

¹⁾ Tokyo Ariake University of Medical and Health Sciences

²⁾ Graduate School of Sport Sciences, Waseda University

³⁾ Faculty of Sport Sciences, Waseda University

キーワード: AT、資格、教育、制度

Key Words: AT, Credential, Education, System

抄 録

【背景】近年、アスレティックトレーナー(AT)のグローバル化は進み、異国間における資格の相互認定制度に着手する国も出てきている。しかしながら、未だ明確なATの国際基準は明確化されておらず、AT制度の国際比較もなされていない。

【目的】日本体育協会公認アスレティックトレーナー(JASA-AT)の資格・教育制度が国際基準を満たすために必要となり得る課題の導出を目的とする。

【方法】アメリカ、カナダ、台湾におけるAT統括団体にATの「業務と役割」、「資格制度」、「教育制度」に関する質問をインターネット経由で送付し、そこで得られた回答ならびに各国のAT制度に関する文献、資料を用いて、各国における資格・教育制度の違いを比較、検討した。

【結果】アメリカ、カナダ、台湾においては、AT資格の種別は医療分野の資格であったこと、また、その教育課程は大学での教育に一本化されていた。これに対しJASA-AT資格はスポーツ指導者資格であり、また大学、短大、専門学校での教育課程および講習会と複数の養成課程を有していた。JASA-AT養成における教育内容については、治療の項目を除いて他国と同様の内容を網羅し、且つ、臨床実習やCPR/AEDの必須化など、その養成課程は他国に劣らぬ内容となっていた。

【考察】これらのJASA-ATの資格種別や養成課程の特異性には、日本におけるAT職の成り立ちや制度設立の目的が他国と異なることが背景にあると考えられる。

【結語】今後JASA-AT制度が国際基準を満たすためには、「AT資格の種別の相違」、「大学、専門学校、養成講習会などの複数のAT養成課程の存在」が課題となり得ることが示唆された。

スポーツ科学研究, 9, 366-378, 2012年, 受付日:2012年7月17日, 受理日:2012年12月20日
連絡先: 泉秀幸 東京有明医療大学保健医療学部 〒135-0063 東京都江東区有明2-9-1
電話: 03-6703-7327、ファックス: 03-6703-7100, E-mail: h-izumi@tau.ac.jp

1. 序論

近年、多くの分野で国際化が進む中、海外で活動するアスリートも急激に増加しており、アスレティックトレーニングの分野にもその流れが波及してきている(Ferrara,2006)。またインターネットの普及から、海外のアスレティックトレーニングに関する情報も入手しやすくなり、国際レベルでのアスレティックトレーニング専門職間の交流も盛んになってきた。そして、2000年には、アメリカ、カナダが中心となり、6カ国のアスレティックトレーニングの専門職団体によって世界アスレティックトレーニング & セラピー連盟 (World Federation of Athletic Training & Therapy; WFATT) が設立され、現在では、WFATTの加盟団体数は、世界11カ国33団体へと増加している(WFATT, 2011)。しかしながら、これらのWFATT参加国においてもアスレティックトレーニングの専門家を表現する名称は様々で、その役割や資格、教育も国によって異なり(財団法人日本体育協会*1, 2007)、そのなかには、スペインや、イタリアのように、アスレティックトレーナー(Athletic Trainer; AT)の資格制度を持たない国も含まれている(BOC Inc. *1, 2010)。このように、WFATT参加国間において大きな相違が存在しつつも、アスレティックトレーニングの専門家同士の国際交流は進み、現在では、アスレティックトレーニング専門職資格の互換性についての協議も一部、進められるようになってきた。2005年には、アメリカとカナダにおいて、世界で初めてのアスレティックトレーニング専門職資格の互換の合意である資格互換協定 (Mutual Recognition Arrangement; MRA)が締結され、それぞれの国の有資格者が他方の国の公認資格試験を受けることが可能となった(CATA, 2012)。

この協定は、2国間の人材の流動性を促進するだけでなく、協定を結んだ国同士のAT教育が同等であるということを客観的に示す指標となり、国際的にもその国のAT教育のレベルを担保する役割を期待されている。そのため、アメリカ、カナダ以外の参加国の関心は高く、現在、アイルランドもその実現に向けてアメリカ、カナダと3か国間での交渉を開始している。

我が国においては、アメリカから日本にアスレティックトレーニングが紹介されて30年以上が経過した。公益財団法人日本体育協会 (JASA)では1994年から日本体育協会公認アスレティックトレーナー (Japan Sports Association Certified Athletic Trainer; JASA-AT)養成制度を開始し、JASA-AT資格保有者およびその養成教育機関数が増加するとともに、目をみはるほどATの認知度は向上した。そして、更なる発展のため、日本体育協会公認アスレティックトレーナー連絡会議は2010年に、JASA-ATマスタープランを発表し、「JASA-ATの能力がトレーナーの最高水準(国際基準)にあることを社会に定着させる」ことをビジョンの一つとして掲げた(財団法人日本体育協会アスレティックトレーナー連絡会議, 2010)。しかしながら、資格互換協定交渉にみられるように、国際化の流れは往々にして欧米主導で進みがちであるため、欧米とは異なるスポーツ文化や環境、アスレティックトレーニング専門職の成り立ちや歴史を有する我が国が、国際基準にあることを証明するためには、どのような課題があり得るのであろうか。その課題を明らかにするためには、海外のAT制度と我が国の現状を比較することが有用と考えられるものの、現在までにAT制度を国際的に比較した研究は皆無に等しい。

II. 目的

本研究では、WFATTに参加している国のうちアメリカ、カナダ、台湾におけるAT資格および教育制度を、日本のJASA-AT資格・教育制度と比較することによって他国との相違点を明らかにし、今後、JASA-AT資格・教育制度が国際基準を満たすために必要な課題を導出することを目的とした。

III. 方法

比較対象国を選択するにあたり、WFATT参加国で自国のATの資格制度を持っている国の中から、アメリカはアスレティックトレーニング発祥の地であり、且つ、資格互換協定を締結した国であること、カナダは、そのアメリカと資格互換協定を結んだ相手国であり、アメリカとの相違、類似点を明らかにすることで資格互換協定締結の際の厳格性が表されると考えられたことから、この2か国を選択した(注:カナダの資格及び専門職の名称はアスレティックセラピストであるが、団体発足当時、アスレティックトレーナーという名称を用いていた為(Conde, 1990)本研究ではATの資格制度を持っている国と見なした。)。そして台湾は、日本と同じアジア圏内にあり、且つ、代替医療が盛んで、日本と文化的に類似した背景を有することから、欧米外の比較対象国として相応しいとして選択した。またこれらの理由に加え、WFATT加盟国のうち、公的に認知されているAT資格制度を有し、且つ、制度発足後10年が経過している国は、日本を含むアメリカ、カナダ、台湾の4か国のみであったことから、これら4か国は長期にわたってAT制度を保持してきた代表国と言え、その比較は意義あるものとして考えられた。

対象国を選択したのち、これの国々のATの統括団体である全米アスレティックトレーナーズ協会(National Athletic Trainers' Association; NATA)、カナディアン・アスレティックセラピスト協

会(Canadian Athletic Therapists Association; CATA)、台湾アスレティックトレーナーズ協会(Taiwan Athletic Trainers' Society; TATS)の担当者に、AT資格保有者の業務と役割、資格・教育制度に関する質問をインターネット経由で送付し、回答を得た。また、それぞれのATの統括団体が公開している資格制度に関する情報を公式ウェブサイトより収集した。そしてWFATT/BOC Inc.が主催した国際会議の会議資料の中から、各国のAT制度に関する情報を抽出し、各団体から寄せられた回答とともに日本の現状と比較、検討した。本研究で採用した質問の項目および情報は、アメリカ、カナダ間の資格互換協定交渉時に検討対象となった項目を参考にし、その他比較対象国の現状を背景と共に比較するために必要と判断された項目を基準として選択をした。アメリカ、カナダ間の資格互換協定交渉時の検討項目は多岐にわたるため、今回の比較にはその中から特に重要と考えられた資格の種別、受験資格、認定試験で問われる項目、業務領域に焦点を絞り、回答が不明瞭な場合は担当者に個別に再度質問した。

それぞれの国々の現状は各国のニーズを反映した結果を含んでいることが推測され、それぞれを優劣として比較することは困難と考えられたことから、今回の比較においては、資格互換協定を締結したアメリカ、カナダ間における類似項目を現時点における資格互換協定締結の必須項目と仮定し、それらの項目において相違点が見つかったものが国際基準を満たすための課題となり得る項目として判断することとした。

IV. 結果

アメリカ、カナダ、台湾、日本におけるAT統括団体と資格種別について表1に示す。資格種別については、日本のAT資格はスポーツ指導者資格の位置づけであることに対し(財団法人日本体

育協会*2、2007)、他の3カ国のAT資格は医療分野の資格であった。また、資格保有者総数はアメリカ:35,990名、日本:1,606名、カナダ:1,192名、台湾:123名と、日本がアメリカに次いで多く、2010年の資格認定者数も同じ傾向にあった。

表 1. 各国におけるアスレティックトレーニング専門職統括団体と資格

	アメリカ	カナダ	台湾	日本
アスレティック トレーニング 専門職 統括団体	National Athletic Trainers' Association (NATA)	Canada Athletic Therapists Association (CATA)	Taiwan Athletic Trainers' Society (TATS)	Japan Sports Association (JASA)
団体の役割	AT 専門職の会員組織。資格の認定、教育プログラムの認定は独立した別団体が行う。	アスレティックセラピストの会員組織であり、資格および教育プログラムの認定も行う	政府から承認され、AT 資格認定業務を委託されている団体	AT 資格および教育プログラムの認定団体
統括団体および部署の発足年度	1950 年	1965 年	2002 年	1994 年
専門職資格制度開始年度	1970 年	1975 年	2002 年	1994 年
認定資格の名称	Certified Athletic Trainer (ATC)	Certified Athletic Therapist (CAT (C))	中国語表記: 運動傷害防護師 英語表記: Certified Athletic Trainer	Certified Athletic Trainer (JASA-AT)
資格の種別	50州のうち46州で関連法が存在するヘルスケア・プロフェSSIONALであり、アメリカ医師会に Allied Health Care Professional として認められている資格。	ケベック州においては関連法が存在し、公的に認められたヘルスケア・プロフェSSIONALであり、他の3つの州においても現在公的資格として認められる手続きが進められている。	国によって認められた医療行為を行うことができるスポーツ医療の専門職資格。	公益財団法人が認定するスポーツ指導者資格の一つである。AT 活動に関する法律や権利は、国や地域レベルにおいて存在しない。
資格保有者総数 (2010年 現在)	35,990 名	1,192 名	123 名	1,606 名
1年あたりの 平均資格取得者数 *	900 名/年	33 名/年	13.6 名/年	94.5 名/年
2010年度 資格認定者数	2,903 名	120 名	6 名	133 名

*資格保有者数/2011年時点での創設年数

アメリカ、カナダ、台湾、日本におけるAT有資格者の業務領域・役割を表2に示した。各国におけるAT有資格者の業務領域について、それぞれ

の統括団体により表現方法は様々であるが、予防、評価についてはすべての国において共通科目として挙げられていた。また、カナダ、台湾、日

本においては管理に関する項目が挙げられており、日本以外の3カ国では職業に関する項目が存在した。救急処置の項目が挙げられていたのはアメリカと日本のみであった。

表 2. 各国の AT&T 団体の資格によって定義される AT&T 専門職の業務領域・役割

1. <u>米国: Certified Athletic Trainer (ATC)</u>
① Injury/Illness Prevention and Wellness Protection (傷害/疾患の予防とウェルネスの保護)
② Clinical Evaluation and Diagnosis (臨床評価と診断)
③ Immediate and Emergency Care (救急処置)
④ Treatment and Rehabilitation (治療とリハビリテーション)
⑤ Organizational and Professional Health and Well-Being (組織と職業的健康と福利)
2. <u>カナダ: Certified Athletic Therapist (CAT(C))</u>
① Prevention (予防)
② Assessment (評価)
③ Intervention (介入)
④ Practice Management (現場管理)
⑤ Professional Responsibility (職業における責任)
3. <u>台湾: 運動傷害防護師 (Certified Athletic Trainer)</u>
① Professional Development and Responsibility (職業開発と責任)
② Prevention of Athletic Injuries/Illness (スポーツ傷害・疾患の予防)
③ Recognition, Evaluation & Management of Athletic Injuries/Illness (スポーツ傷害・疾患の認知、評価と管理)
④ Health Management (健康管理)
⑤ Reconditioning & Conditioning (リコンディショニング & コンディショニング)
4. <u>日本: JASA 公認アスレティックトレーナー (JASA Certified Athletic Trainer (JASA-AT))</u>
① スポーツ外傷・障害の予防
② スポーツ現場における救急処置
③ アスレティックリハビリテーション
④ コンディショニング
⑤ 測定と評価
⑥ 健康管理と組織運営
⑦ 教育的指導

AT資格を得るためには、日本以外の3か国では、学士レベル以上の教育が必須とされ、その養成課程は大学での教育に一本化されていることが明らかとなった(表3)。アメリカ、カナダにおいては、審査団体により認可を受けた教育プログラムを持つ学士、または修士コースを修了すること、台湾においては学士の学位(専攻は問われず)と大学レベルで指定されている必須科目の単位を取得することが受験条件とされていた。一方で、日本では、AT資格試験の受験資格を得る方法

は、1) JASAが開催する養成講習会への参加、2) JASAが認めた大学、短大、専門学校におけるAT養成コース(免除適応コース)の修了、の2つの課程が存在していた。養成教育機関総数はアメリカ:368、日本:60、カナダ:7、台湾:3(全ての必須コースを開講している教育機関数)と、資格保有者総数と同じく、AT養成コースを持っている教育機関数では日本はアメリカに次いで多いことがわかった(表3)。

表 3. 各国における資格取得の方法

	アメリカ	カナダ	台湾	日本	
養成専門 課程認定 開始年	1969 年	1999 年	非該当	1994 年	1996 年
資格取得 課程	教育プログラ ム認定団体 (CAATE)によ って認められ た 4 年制大学・ 大学院におけ る教育カリキ ュラム	統括団体によ って認められ た 4 年制大学 における教育 カリキュラム	公認資格試験 受験の条件と して、学士の学 位(専攻問わ ず)と、定めら れた 15 のコ ースの単位取 得を必要とす る	方法 JASA による養 成講習会(ただ し、既に AT とし ての経験を有し ており、JASA 傘 下の競技団体な らびに都道府県 体育協会により 推薦を受け、 JASA より認め られたされた者 のみが受講可 能)	方法 JASA によって認 められた 4 年制 大学、大学院、短 期大学、専修学校 (専門学校)にお ける教育カリキ ュラム(免除適応 コース)
認定課程 数	大学：343 校 大学院：25 校	大学：7 校	15 の全ての必 須コースを開 講している大 学：3 校	1 年間の定員 数：100 名程度	大学院：1 校 大学：28 校 短期大学：3 校 専門学校：28 校
終業年数	4 年(大学) 2 年(大学院)	4 年	4 年(大学)	752 時間	2~4 年

アメリカ、カナダ、台湾、日本におけるAT資格試験受験に必要とされる教育分野について表4に示す。アメリカにおいてはAT教育プログラムの認定はNATAからは独立している機関である アスレティックトレーニング教育認定委員会(Commission on Accreditation on Athletic Training Education; CAATE)が行っており、各教育機関は定められたコンテンツ(Contents)の業務を行うのに必要な能力(Competencies)としてのスキル(Skill)と知識(Knowledge)が習得できるようにカリキュラムが組み立てられているかを審査されていた(CAATE, 2011)。またこの教育プログラムの中で教えらるるATに必要とされているコンテンツは、米国における資格認定機関である資格認定評議会(Board of Certification Inc.; BOC)が4~5年に一度行っているATの業務分析調査(Role Delineation Study; RDS)の結果に基づいて

定期的にアップデートされたものになっていた(BOC Inc. *2, 2010, CAATE, 2011)。カナダにおいても、同様のアスレティックセラピストの業務分析調査が行われ(BOC, Inc. *3, 2010)、それに基づいて5つの業務領域(Domains)が定められており、これらの各領域が、更に知識と知的スキル(Knowledge and Intellectual Skills)を含む、認知領域(Cognitive Domain)、手技とスキルの実践(Manipulative and Motor Skills)を含む、心理領域(Psychomotor Domain)、専門家としての価値観と姿勢(Attitudes and Values)を含む、情動領域(Affective Domain)の副領域に分けられ、それらの副領域の項目を教育で満たしているかどうか審査されていた。台湾においては大学で習得しなければならない単位としてATに関連する15のコースが指定されていた。一方、日本ではJASAが行っている養成講習会、およびJASAが認めた

教育機関で行われているAT養成コースの両方で 内容と履修時間が定められていた。
行われるべきAT専門科目名とそれぞれの科目の

表 4. 各国における必須教育分野・科目

1. <u>米国</u> : Contents (コンテンツ)	Evidence-Based Practice (エビデンスに基づいた実践) Prevention and Health Promotion (予防とヘルスプロモーション) Clinical Examination and Diagnosis (臨床検査と診断) Acute Care of Injury and Illness (急性外傷・傷害と疾病) Therapeutic Interventions (治療的介入) Psychosocial Strategies and Referral (社会心理的戦略) Healthcare Administration (健康管理) Professional Development and Responsibility (職業開発と責任)
2. <u>Canada</u> : Competencies (コンピテンシ)	Prevention (予防) Recognition and Evaluation (認識と評価) Management, Treatment and Disposition (対処と治療と解決) Rehabilitation (リハビリテーション) Organization and Administration (組織と管理) Education and Counseling (教育とカウンセリング)
3. <u>台湾</u> : Required Courses (必須コース)	Exercise Physiology (運動生理学) Administration of Athletic Training (アスレティックトレーニングの運営) Taping and Strapping (テーピングと包帯法) Injury Evaluation (傷害評価) Care and Recognition of Injury (外傷の処置と認知) Principle of Athletic Training (アスレティックトレーニングの原理) Therapeutic Exercise (運動療法) Modality (物理療法) Human Anatomy (人体解剖学) Human Physiology (生理学) Sports Nutrition (スポーツ栄養学) Biomechanics (バイオメカニクス) Health Management (健康管理) First Aid (応急処置) Sports Massage (スポーツマッサージ)
4. <u>日本</u> : AT 専門科目名	スポーツ外傷・障害の予防 スポーツ現場における救急処置 アスレティックリハビリテーション コンディショニング 測定と評価 健康管理と組織運営 教育的指導

AT資格試験受験に必要な教育分野以外の要件には、臨床実習とCPR/AEDが挙げられており(表5)、臨床実習については台湾を除く3か国全て

で必要とされていた。アメリカでは2003年にはそれまでであった臨床実習の時間数の規定が撤廃され、実習を行われていなければいけない項目の

みが示されていた。その一方で、カナダでは600時間の臨床実習(アスレティックトレーニングルームでのリハビリテーションや治療など医療施設内での実習)と600時間のフィールド実習(医療施設外での試合、練習などにおける実習)が必須であり、日本では180時間以上の現場実習を

定められた項目に基づいて行うことが求められていた。また、台湾においては臨床実習がAT資格試験受験の必須条件にはなっておらず、その実施についてはカリキュラムを有する大学の裁量に任されているのが現状であった。

表 5. 各国における資格試験に必要な教育課程以外の要件

	アメリカ	カナダ	台湾	日本
臨床実習	必要 特定時間数の規定は2004年に廃止、現在は定められた項目の実習を満たすことが要求されている	必要 1200時間 フィールド 600時間 臨床 600時間	不要	必要 180時間 定められた項目の実習を満たすことが要求されている
CPR/AED	必要 医療従事者用 CPR/AED (受験時に有効期限内であるもの)	必要 医療従事者用 CPR/AED (受験時に有効期限内であるもの)	不要 カリキュラム内にて要受講	必要 日本赤十字社救急法救急員資格 (受験時に有効期限内であるもの)

CPR/AEDについて、アメリカおよびカナダではCPR/AED資格の保持がAT資格試験の受験時に必要とされていた。しかしながら、台湾では教育課程の中でCPR/AEDは必須とされているものの、AT資格試験の受験時に有効な資格を保持していることは必須とはされていなかった。日本においてはAT教育課程の中で日本赤十字社が実施する救急法救急員養成講習会の受講が必須とされており、また、2012年度からは資格試験の受験申込時にJASAにより日本赤十字社救急法救急員の認定証が有効であるかどうかを確認されることとなった。

V. 考察

本研究において、JASA-AT資格が国際基準を満たすための課題導出を目的とし、JASA-AT制度をアメリカ、カナダ、台湾におけるAT資格・教育制度と比較した。その結果、JASA-ATの資格・

教育制度は、教育内容や資格試験受験のための要件では他の3か国とほぼ同様の内容ではあるものの、①資格種別が医療行為を行える資格ではないこと、②複数の養成課程の存在(JASAの開催する養成講習会、大学、短大、専門学校でのAT養成コース)があり、今後、JASA-AT資格が国際水準を満たすためには、これらの違いが課題となる可能性が示唆された。

日本において、資格の種別が他国と違うことについては、4カ国におけるそれぞれのAT制度発展の歴史や設立目的の違いが反映されていることが考えられる。アメリカにおいて、大学スポーツで雇われた最も古いATの記録は、1881年にハーバード大学で雇用されたJames Robinson氏であるが、それは当時、非常に稀な存在で、スポーツ障害に対する対応は主にコーチやチームドクターが行っていた。しかしながら、1905年、大学体育会アメリカンフットボールにおいて18名の死亡者と

159名の重症者が続出したことで、当時の大統領ルーズベルトが大学競技スポーツとしてのアメリカンフットボール禁止を検討し、また、コーチも訴訟を恐れ始めるといった社会的背景の後押しを受け、アスレティックトレーナーは職業として発展した。そして、1950年には、その職業団体である現在のNATA Inc.が発足し、その教育プログラム作成の構想段階から医療分野の職業としての確立を目指した大学レベルのカリキュラムモデルが作成され、1969年、NATAによる教育カリキュラムの認定が開始された。そして1989年には、その教育カリキュラムをアメリカ医師会(AMA)が認める準医療従事者(Allied Health Profession)教育のガイドラインを満たす内容に改変することを決定し、その目標に基づき、教育内容を改変した。その結果、1990年、AMAより正式に準医療従事者資格として認められるに至っている(Ebel, 1999)。このように、アメリカにおいてアスレティックトレーナーが治療行為を行える医療職として公的な認知を受けた背景には、制度開始時から医療従事者としての資格を目指し、それに見合った教育プログラムの改変を重ね、40年の時を要してようやく現在の位置を築いたことが分かる。また、カナダにおいても、1965年にアメリカで教育を受けて帰国したATが中心となり、情報の共有と教育機会提供の為の職業団体としてCanadian Athletic Trainers Association (現在のCanadian Athletic Therapist Association; CATA)を発足させた(Conde, 1990)。その後、1975年に独自の認定資格制度を開始し、1999年に教育カリキュラムの認定を開始するが、カナダもアメリカと同様、資格制度の設立当初は職業団体が定めた資格という位置付けから始まった資格を、その後の活動を通じて、ケベック州では治療行為を行えるヘルスケアプロフェッショナルの資格として認知させ、現在他の3つの州でもアスレティックセラピスト関連法案の法制化の最終段階に至るまでになっている(表

1)。台湾でもカナダと同様、アメリカでアスレティックトレーニングを学んで帰国した台湾人ATCが中心となって、直接、政府に働きかけを行い、当初から国が関与するAT制度として設立した(BOC Inc. *1, 2010)。

一方、AT資格がスポーツ指導者の資格と位置付けられている日本においても、AT制度発足の準備段階においては「医療資格としてトレーナー制度を位置づけた制度を発足させる」ことが望ましいと考えられていた。しかし、その実現には時間がかかり過ぎる事が予想され、当時の状況から現実的な選択ではないと判断された経緯がある(財団法人日本体育協会*2, 2007)。そして、日本においては、JASA-AT制度発足前から、すでに様々なバックグラウンドを持った人達が「トレーナー」として活動していた。そのうちの半数近くが鍼灸師やマッサージ師、柔道整復師の資格を持っており。また理学療法士やアメリカの資格であるATCを持って活動をしている者もいた(Sports Medicine Quarterly, 1991)。そのため、これらのトレーナーのレベルは様々で、トレーナーとして必要と思われる共通言語を持っていない状況であったと考えられていた。そこでJASA-AT制度は、当時のトレーナーに一定の基準を設け、トレーナー間で共通言語を持つ状態を生み出し、基礎知識と技能の両面において共通の物差しを用いてスポーツ選手のサポートができるようにという考えではじめられた。そのため、日本のAT資格は、公益財団法人日本体育協会が認定するスポーツ指導者としての「メディカル・コンディショニング資格」という位置づけになった(財団法人日本体育協会*1 2007)。このように、資格種別が異なる背景には、歴史的背景と制度設立目的の相違が関与していることが考えられた。しかしながら、JASA-AT保有者の34.4%がはり師、きゅう師の資格を持ち、また23.3%がマッサージ師、同様に23.3%が理学療法士の資格を保有している(公益財団法人日本

体育協会、2012)。またJASA-AT制度の発足時の方針においても「何らかの基礎資格を持つ者はこれを積極的に活用してゆくこと」(財団法人日本体育協会*2, 2007)を推奨していることから、これらのトレーナーにおいては、自身が有する医療関連資格の業務を生かしてトレーナー活動を行っていることが推察される。そのため、これら医療関連資格を有する者が、その資格を活用した活動を行っているとは仮定した場合、たとえATの資格種別が他国と異なっていたとしても、これらのATが行っている実際の活動内容は、他国のATに相似している可能性も否定できない。

しかしながら、たとえ各個人においての実際の活動は相似していたとしても、国際水準を満たすという観点では、JASA-ATの種別が医療行為を含む資格でない事が課題となる可能性は考えられる。現在、WAFATTは世界中の加盟国に対し、各国のAT関連専門職の主要業務分野が何なのか、また責任及び役割は何なのか調査する為、WFATT参加国においてアスレティックトレーニング関連職における国際業務分析調査(Global Practice Analysis; GPA)を行っており、その目的はATの世界的な教育・資格制度の構築が可能かどうかを検討することにある(WFATT, 2012)。その結果においてアメリカ、カナダ、台湾のみならず、その他の参加国におけるアスレティックトレーニング関連職が治療などの医療行為を業務の一つとして行っていた場合、国際的な水準としてAT業務には医療行為を含むという定義がなされる可能性がある。また、今後、仮に日本が米国やカナダと資格互換協定を結ぶことになった場合、一方の国で医療行為を含んでいない資格の保有者が他の国の資格試験に合格したからと言ってその国で医療行為が出来るようになってもよいのかという事も問われるかもしれない。そのため、国際水準を満たすことを目指すのであれば、当初一つの方向性として示されていたJASA-AT資格

の医療資格化、または、JASAの公認スポーツドクター制度などと同様に医療関連資格の取得者であることをJASA-ATコースの受講条件とするなどの対応の検討が必要になるかもしれない。一方で現在の形式を継続しつつ、現場で既に活動をしているJASA-AT有資格者が個別で既に満たしている人の存在をアピールするなどの方策を練ることが必要と考えられる。

2つ目の相違点は、他の3国におけるAT養成課程が、大学での課程に一本化されていることに対し、日本では複数の養成課程が存在し、大学以外の教育機関での教育も存在することであった。現在、日本においては、①養成講習会による課程と②JASAによって認められた教育機関における教育カリキュラム(免除適応コース)の2つが存在し、またJASA認定養成カリキュラムを持つ教育機関も専門学校、短大、大学、大学院と様々である(公益財団法人日本体育協会*1, 2012)。そしてJASA-AT制度発足時の1994年と1995年の現在の養成講習会および免除適応コースが開始されるまでの2年間、3日間の特別養成講習会によるAT養成も行っていた。この特別養成講習会を経てJASA-ATとなった者もいることから、日本におけるJASA-ATは、これら3つのいずれかの課程を経た者が混在している状況にあると言える。実際にJASA-ATを対象に行った調査では、497名の回答者のうち、43.1%が教育機関における免除適応コース承認校を卒業しており、41.4%が養成講習会を通じて受験資格を取得した人達で、12.9%が特別養成講習会の受講によって受験資格を得ていた(公益財団法人日本体育協会*2, 2012)。このことから、教育機関に通うことなく、講習会のみでJASA-AT受験資格を得ていた者は実に半数を超えていることが分かる。

このような複数の受験資格取得方法が存在する状況は、実は日本に限ったものではない。実際、アメリカにおいてもNATAによってAT教育カリキ

キュラムが認定されるようになってから2004年まで、認定された大学におけるAT教育カリキュラムによる養成課程に加えて、認定を受けていない大学に在学、および卒業した人達が一定の条件を満たせば受験資格を得ることのできるインターンシップ制度が併存していた(Grace, 1999)。また、アメリカでは1971年に公認試験制度開始にあたり、Grandfather Law (既得権条項)によって、その時点でトレーナーとして活躍していた人達には自動的に公認資格を与えた(Ebel, 1999)。その後、時代の変化に適応するために様々な教育制度の改革を行い、その中で養成課程は認定された大学での教育カリキュラムのみに一本化された(Delforge, Behnke, 1999、Weidner, Henning, 2002)。カナダにおける教育制度も、開始当初、大学での必須コース取得によるインターンシップコースから始めたものを、その後、認定された大学における教育カリキュラムに移行した経緯がある。このように、複数の養成課程の存在や、また様々な教育課程を受けた有資格者が存在する状態は、他国のAT教育制度の発展の課程において存在し日本だけが例外ではないと言えよう。

しかしながら、大学以外の教育機関での教育課程があること、また教育機関での教育を受けなくとも講習会を通じてJASA-AT受験資格を得られる事は、日本の養成課程の特異な点である。全JASA-AT有資格者を対象に行われた調査においても、回答者の最終学歴は、高等学校が4%、専門学校が36.8%、短大が2.8%、大学35.6%、大学院(修士)15.1%、大学院(博士課程)6.4%と様々であり、JASA-AT資格保有者の4割は大学での教育を受けていないことが示されている(公益財団法人日本体育協会*2, 2012)。これは、養成講習会を受けてJASA-ATになった者の中に大学での教育を受けていない者、または大学以外の教育課程で免除適応コースを修了した者が一定数いることによると考えられる。このように日本にお

いて大学以外の教育機関で養成課程が認可され、存在する背景としては、JASAがAT資格制度発足させる以前より、他のスポーツ指導関連の養成課程を専門学校や短大において認可していたことが関係しているのかもしれない(公益財団法人日本体育協会*1, 2012)。JASA-AT資格が発足し、スポーツ指導者資格の一つとされたため、これまで他のスポーツ指導関連の養成課程を有する大学以外の教育機関も承認された可能性がある。また、前述のとおり、JASA-AT制度発足前に活躍していたトレーナーの多くが医療関連資格を有しており、これらの養成機関も、その多くが専門学校での養成課程であったことから、認可に繋がったことも考えられる。したがって、大学以外に養成課程が存在するという点においても、日本のAT制度の成り立ちの違いが関係していると推察される。もちろん、AT教育における国際水準が、大学での教育のみになるのかについては、WFATT参加国全体の調査結果の報告が待たれるものの、アメリカ、カナダ、台湾の3カ国のみならず、アメリカ・カナダと資格互換協定の締結交渉を進めているアイルランドも大学での養成課程を有していることから考えれば、国際水準として大学での教育が必要とされる可能性は高い。そのため、資格種別の相違と同様、大学での養成課程に一本化するか、または現状を維持したままで海外に向けたアピールの方策を考えることが必要となるであろう。

ここまで他の3カ国との相違点について述べてきたが、比較の結果、治療項目を除けば、JASA-AT制度における教育内容はほぼアメリカ、カナダで教育されている内容を網羅しており、CPR/AED、臨床実習の必須化など、JASA-ATの必須項目においては、アメリカ、カナダで必須とされている内容と同様の内容を含んでいることがわかった。アメリカ・カナダ間において、教育項目の名称が異なっているにも関わらず、資格互換協

定が締結されていることから、実際の教育項目の名称よりも、その内容が重視されることが考えられる。資格互換協定交渉時においては、どの項目がどの程度一致していなければならないかは、実際に交渉を始めてみないと分からないことも多く、また、文化・社会背景の異なる日本に対してこれら2国間で参照された項目がどの程度当てはまるかも不明である。しかし、3か国と教育内容の名称で比較をした限りでは、治療に関する項目を除いては、日本で教育されている内容の多くがアメリカ、カナダのどちらかのものには当てはまるため、教育内容については国際水準を満たしていると思われる可能性が高いことが伺えた。

本研究においては、「JASA-ATの能力が国際基準を満たす」という定義を、資格互換協定締結したアメリカ・カナダ間で相似する項目を基準としたため、一面的な比較に留まっている。国際水準を満たすということには、多様な意味が含まれるため、本研究で示唆された課題は、あくまでも本研究の尺度に即したものに限られる。また、それは日本国内のニーズに対してどのようなAT資格制度が望まれるかとは、まったく別の議論である。そして、本研究は、各統括団体担者からの聞き取りを基に比較した調査であるため、情報提供者の主観的解釈によるバイアスや、異なる言語間における翻訳にも影響を受ける可能性も忘れてはならない。

制度が発足から18年が過ぎ、養成講習会に加えて全国60の教育機関でATの教育が行われている現在、「異なるバックグラウンドを持ったトレーナーが共通言語を持つ」というJASA-AT制度の発足当初の大きな目的は達成されつつある。しかし今日のアスレティックトレーニングのグローバル化の流れを受け、日本においても更なるレベル向上の為に、教育課程および教育環境を再検討する時期に来ているのかもしれない。今後、JASA-ATの資質を向上させていくことが国際レベ

ルでの認知に繋がると考える。

VI. 結論

今後JASA-AT制度が国際基準を満たすためには、「AT資格の種別の相違」、「大学、専門学校、養成講習会などの複数のAT養成課程の存在」が課題となり得ることが示唆された。

謝辞

本研究にあたりご協力いただいた米国 Board of Certification Inc.の事務局長のDenise Fandel 女史、WFATT 会長 Larry Leverenz 博士、University of GeorgiaのMike Ferrara 博士、Canadian Athletic Therapist AssociationのDexter Nelson氏、University of WinnipegのDr. Glen Bergeron博士、台湾National Taiwan Sport UniversityのMike Huang 博士およびWFATT Global Task Force 参加団体の皆様に感謝の意を表す。

参考文献

- ・ Board of Certification, Inc. *1 (2010) Global Practice Task Force会議資料:BOC Strategic Meeting. Dallas, Texas (2010年1月2日、3日)
- ・ Board of Certification, Inc. *2 (2010) The 2009 Athletic Trainer Role Delineation Study, Omaha, Nebraska: Stephen B. Johnson.
- ・ Board of Certification, Inc. *3 (2010) Practice Analysis Report for Athletic Therapists Presented to the CATA Board of Directors, May 28.
- ・ Canadian Athletic Therapists Association (CATA) HP
- ・ <http://www.athletictherapy.org/en/index.aspx> (2012年6月10日閲覧)
- ・ Commission on Accreditation of Athletic

- Training Education (CAATE) HP
- ・ http://www.caate.net/imis15/CAATE/Accredited_Programs/Core/directory.aspx?hkey=b91f27b1-2a93-4ed1-b1e6-55cc82ac0fc3 (2011年11月30日閲覧)
 - ・ Conde CD (1990) The C.A.T.A.- A Historical Perspective 1965 - 1990. The Journal of the Canadian Athletic Therapists' Association, 1990 Issue:6-10.
 - ・ Delforge GD, Behnke RS (1999) The History and Evolution of Athletic Training Education in the United States, Journal of Athletic Training, 34(1), 53-61
 - ・ Ebel RG (1999) Far Beyond Shoe Box: Fifty years of the NATA. National Athletic Trainers' Association.
 - ・ Ferrara MS (2006) Globalization of the athletic training profession. Journal of Athletic Training, 41(2), 135-136
 - ・ Grace P (1999) Milestones in Athletic Trainer Certification. Journal of Athletic Training 34(3),285-291.National Athletic Trainers' Association (NATA) HP
 - ・ <http://www.nata.org/> (2011年10月15日閲覧)
 - ・ Sportsmedicine Quarterly (1991) 日本の「トレーナー」現状調査1991, Book House HD. No.7.pp127-132.
 - ・ World Federation of Athletic Training & Therapy HP
 - ・ <http://www.wfatt.org/> (2011年10月15日閲覧)
 - ・ Weider GT, Henning JM (2002) Historical Perspective of Athletic Training Clinical Education, Journal of Athletic Training, 37(4 Supplement), 222-228.
 - ・ 財団法人日本体育協会*1(2007)アスレティックトレーナーの役割、公認アスレティックトレーナー専門教科テキスト第1巻 アスレティックトレーナーの役割 pp.26-34.
 - ・ 財団法人日本体育協会*2(2007)アスレティックトレーナーとは、公認アスレティックトレーナー専門教科テキスト第1巻 アスレティックトレーナーの役割 pp.2-25.
 - ・ 日本体育協会公認アスレティックトレーナー連絡会議(2010)(財)日本体育協会公認アスレティックトレーナー JASA-ATマスタープラン(財)日本体育協会 . http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/coach/pdf/athletic_plan.pdf (2012年9月5日閲覧)
 - ・ 公益財団法人日本体育協会*1HP
 - ・ <http://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid/226/Default.aspx> (2012年9月26日閲覧)
 - ・ 公益財団法人日本体育協会*2 (2012) 世界におけるアスレティックトレーナーの実態調査結果 <http://www.japan-sports.or.jp/coach/news/tabid/81/Default.aspx?itemid=2478> (2012年9月5日閲覧)